

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）新旧対照表

改正案

別表第二（第四条関係）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む)
一 小規模事業者 貸付業者	別表第一の八の項又整備資金(事業は九の項に掲げる事業を行う者(「事業実施者」に属)という。以下「事業実施者」として行う者)が貸付対象施設に係る貸付け(以下「施設に係る貸付け」という。以下同)が占有する。以下同)の百分の九十以内	次のいずれか ○・六 パー 内(三年以内)	○・六 パー 以内	二十年以内(三年以内)
二 広域 貸付	別表第一の五の項か ら八の項までに掲げ る事業のうち、当該 事業に直接又は間接 に参加しようとする 中小企業者の当該事 業に係る事務所又は 事業所の所在地が四 以上の都道府県の区 域にわたるものに係 る貸付け	次のいずれか ○・六 パー 内(三年以内)	○・六 パー 以内	二十年以内(三年以内)
三 施設 再整備 に該当するもの に該当するもの イ・ロ(略)	次のいずれかの要件 一の項、前項 及び次項の貸 付けの区分と 同じ割合とす る。	○・六 パー 内(三年以内)	○・六 パー 以内	二十年以内(三年以内)
四 普通 貸付	別表第一の一の項か ら九の項までに掲げ る事業のうち一の項 から前項までに掲げ る貸付け以外のもの	次のいずれか ○・六 パー 内(三年以内)	○・六 パー 以内	二十年以内(三年以内)

現行

別表第二（第四条関係）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む)
一 小規模事業者 貸付業者	別表第一の八の項又整備資金(事業は九の項に掲げる事業を行う者(「事業実施者」に属)という。以下「事業実施者」として行う者)が貸付対象施設に係る貸付け(以下「施設に係る貸付け」という。以下同)が占有する。以下同)の百分の九十以内	次のいずれか ○・四 パー 内(三年以内)	○・四 パー 以内	二十年以内(三年以内)
二 広域 貸付	別表第一の五の項か ら八の項までに掲げ る事業のうち、当該 事業に直接又は間接 に参加しようとする 中小企業者の当該事 業に係る事務所又は 事業所の所在地が四 以上の都道府県の区 域にわたるものに係 る貸付け	次のいずれか ○・四 パー 内(三年以内)	○・四 パー 以内	二十年以内(三年以内)
三 施設 再整備 に該当するもの に該当するもの イ・ロ(略)	次のいずれかの要件 一の項、前項 及び次項の貸 付けの区分と 同じ割合とす る。	○・四 パー 内(三年以内)	○・四 パー 以内	二十年以内(三年以内)
四 普通 貸付	別表第一の一の項か ら九の項までに掲げ る事業のうち一の項 から前項までに掲げ る貸付け以外のもの	次のいずれか ○・四 パー 内(三年以内)	○・四 パー 以内	二十年以内(三年以内)

備考 (略)	六・五		改正案	
	(略)			又は別表第一の一三の項若しくは一三の項に係る貸付け(無利子貸付については、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け)
備考 (略)	六・五		現行	
	(略)			又は別表第一の一三の項若しくは一三の項に係る貸付け(無利子貸付については、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け)